

參考資料

参考資料

- 1 . 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行
- 2 . 一括受ガスによる小売間競争の促進
- 3 . 制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進
- 4 . ガス託送料金の適正化
- 5 . 内管保安・工事における競争環境の整備
- 6 . LNG基地の第三者利用の促進
- 7 . ガス保安規制の整合化

(参考) 熱量バンド制による影響が見込まれるガス機器の例

<例 ガラス加工機>

蛍光灯・電球や医療用アンプル（薬液などを封入するガラス製容器）の成形・封止、管瓶の成形等の用途において、熱量が変動した場合にはガラス加工用バーナーの火炎形状が変動し、製品の加工不良につながる場合がある。



<例 コージェネレーションシステム(ガスタービン)>

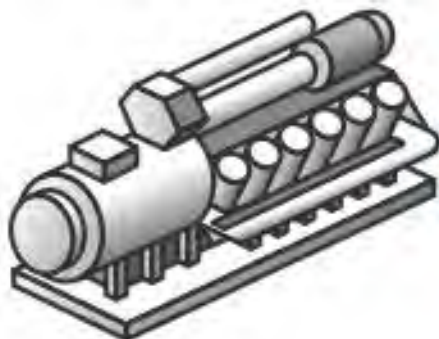
発熱量がある制限値を超えると振動燃焼の発生、機器の損傷、NOxの増加等が発生し、また、発熱量が制限値を下回ると発電出力の低下、未燃ガスの増加等の問題が発生することが想定される。



ガスタービン
GAS TURBINE

<例 コージェネレーションシステム(ガスエンジン)>

設定値を超えるとノッキング、不完全燃焼、NOxの増加等、様々な不具合が発生する可能性が有る。



ガスエンジン
GAS ENGINE

<例 家庭用ガス機器>

過去の調査においては、熱量によって換算CO濃度が高くなるものが確認され、設定温度に達する時間が変わる等、利便性が低下する場合も見られた。



参考資料

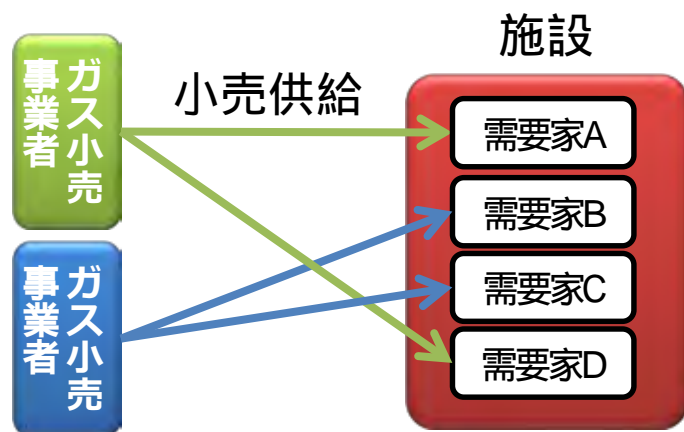
- 1 . 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行
- 2 . 一括受ガスによる小売間競争の促進**
- 3 . 制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進
- 4 . ガス託送料金の適正化
- 5 . 内管保安・工事における競争環境の整備
- 6 . LNG基地の第三者利用の促進
- 7 . ガス保安規制の整合化

(参考) 一括受ガスの概要

- 一括受ガスとは、施設の管理事業者等が、小売供給契約上の需要家としてガスを一括して調達し、調達したガスを最終的な使用者へ受け渡す行為をさす(注)。

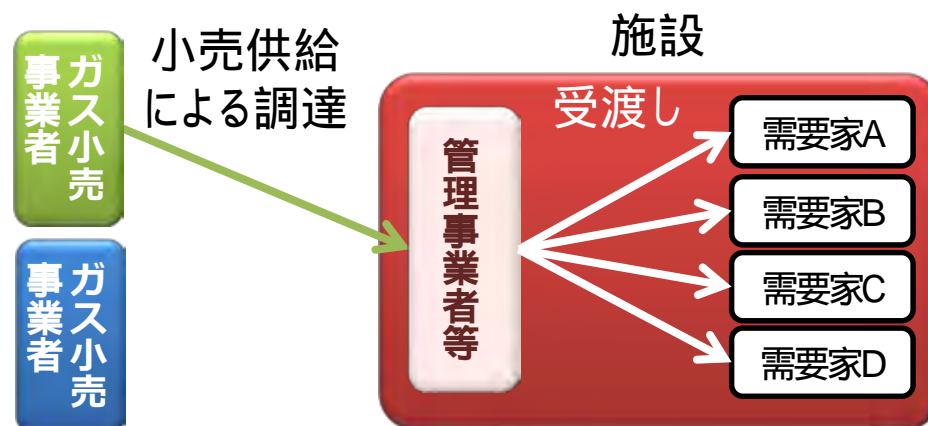
通常の小売供給のイメージ

小売供給契約の主体は**最終需要家**



一括受ガスのイメージ

小売供給契約の主体は**管理事業者等**



(注) 施設共用部にガス消費機器があり、管理事業者自身が当該機器で消費するガスの「最終的な使用者」になる場合と、管理事業者自身で消費するガスがない場合があるが、いずれの場合も施設各戸の居住者等が消費する全てのガスを管理事業者が購入し、これを各戸の居住者等に受け渡す行為を伴う。

(参考) 複数の事業モデルの検討

- 1 一括受ガスに関して想定される複数の事業モデルを例示し、新規参入者等のニーズを正確に把握するとともに、ガス事業制度検討WGの委員・オブザーバー・新規参入者に比較検討いただいた。

事業モデル例	事業要素				関連する 評価項目・論点
	契約単位	保安責任	契約期間	引き込み 圧力	
需要家の代理人を通じた一括営業モデル	各戸	導管 事業者	短期	低圧	—
一括契約・導管事業者保安・短期契約・低圧モデル 又は 一括・各戸供給混合モデル(事業者提案)	一括	導管 事業者	短期	低圧	需要家保護 スイッチング選択肢 価格競争促進効果 受ガス実態
一括契約・一括事業者保安・短期契約・低圧モデル	一括	一括 事業者	短期	低圧	需要家保護 スイッチング選択肢 価格競争促進効果 受ガス実態 保安水準
一括契約・一括事業者保安・長期契約・低圧モデル	一括	一括 事業者	長期	低圧	需要家保護 スイッチング選択肢 価格競争促進効果 受ガス実態 保安水準 長期契約の合理性
一括契約・一括事業者保安・長期契約・中高圧モデル	一括	一括 事業者	長期	中高圧	需要家保護 スイッチング選択肢 価格競争促進効果 受ガス実態 保安水準 長期契約の合理性

第3回ガスWGでの議論 (一括受ガス関連) ④ : 事業者のモデル提案

- 第3回ガスWGでは事業者から下記のような事業モデルの御提案、委員からは関連する御意見が示された。
- 今回は、本事業モデルを「一括・各戸供給混合モデル」と呼称し、詳細な検討を進めていきたい。

事業者提案のモデル (一括・各戸供給混合モデル)



- ① 一括事業者が需要を集約してガス小売事業者と契約する。
 - ガス小売事業者が販売経費等の経費を圧縮し、安価な料金メニューを適用できる可能性がある。
- ② 集合住宅内での一括受ガスと各戸小売供給の混在、一括受ガスから各戸小売供給への離脱を許容する。
- ③ 集合住宅へのガスの引き込みは低圧、整圧器の設置は不要とする。
- ④ 契約期間は短期とする。
- ⑤ 内管の保安責任は導管事業者とする。
- ⑥ 託送料金は各戸契約と同等の額とする。

※一括メーターの可否はニーズに応じて議論。

事業者提案に対する委員意見

①②関連

- 事業者提案は、禁止されているホワイトラベルと何が違うのか。
- 事業者提案のモデルで、どのように離脱の自由を担保できるのか。
- 一需要家一契約の原則を変える議論は慎重な検討が必要。

⑥関連

- 事業者が、託送料金の減額がごく僅かでも一括受ガスを解禁してほしいと主張していることから、託送料金のクリームスキミングが生じない形での一括受ガスを解禁できないかは、よく考える必要がある。

(参考) 第2-4回ガス事業制度検討WGでの一括受ガスに関する議論概要 1/3

論点	議論概要
事業者ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 事業者より「一括受ガスの制度化 or 既存の一括受ガス状態の期限を区切った解消」と提案あり。 オブザーバーより、ガスシステム改革の目的である「利用メニューの多様化」と「事業機会の拡大」の観点から、一括受ガスの制度化の提案あり。また、一括受電事業者の一括受ガス解禁ニーズがあるとの紹介あり。 一括受電のような中高圧導管によるガスの引き込みについては、集合住宅への中圧引き込みの事例が極めて限定的であることを踏まえ、事業者からはニーズがほばない旨の指摘あり。
需要家ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> WG委員より、一括受ガスによる選択肢制約で、中長期的に消費者へ不利益が及ぶ可能性への懸念あり。 WG委員より、一括受電は小売全面自由化前に消費者の選択肢を増やす観点で導入されたが、ガスの場合は小売全面自由化済で消費者の選択肢ができあがっていることから、一括受ガスにそれほど大きな意味はないのではないか、との指摘あり。
価格競争促進効果 託送料金について	<ul style="list-style-type: none"> WG委員より、一括受ガス事業者が負担すべきコストを一般ガス導管事業者に押しつけるクリーム・スキミングに対し否定的な意見が提示された。 事業者より、供給設備の構成が変わらなければ設備原価を、保安水準を満たすためには保安関連の原価を、託送料金から除外できないとの指摘あり。 事業者より、一括受ガス事業者の検針業務実施による託送料金低減の可能性が指摘されたが、実質的には一般ガス導管事業者と一括受ガス事業者間のコスト移転に留まる、検針方法が異なるため電気とガスのセット販売でも検針コストは低減されないとの指摘あり。
需要束ねについて	<ul style="list-style-type: none"> WG委員及び事業者より、需要を束ねるといった事業者ニーズには、需要家代理モデルで一定程度対応可能との指摘あり。 事業者より、需要家代理モデルの代理事業者はガスの提供主体でも契約主体でもないため、一括受ガス事業者ほどには創意工夫の余地を持たず、需要をまとめる求心力が弱くなるのでは、との指摘あり。
託送料金の公平性	<ul style="list-style-type: none"> 事業者及びWG委員から、一括受ガスの物件からそれ以外の物件の需要家へ託送料金負担のしわ寄せが行く、需要家間の託送料金の公平性確保が必要といった指摘あり。 事業者からは、既存の一括受ガス状態の要是正案件の解消を、期限を区切って実施すべしとの指摘あり。

(参考) 第2-4回ガス事業制度検討WGでの一括受ガスに関する議論概要 2/3

論点	議論概要
スイッチング選択肢 契約単位	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業者及びオブザーバーからは当初、利用者メニューの多様化と事業機会の拡大の観点から、一括受ガスが有効であるとの指摘あり。 1 WG委員より、下記の指摘あり。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 一括受ガスによる需要家選択肢の制約効果が、自由化の基本たる「競争促進による需要家選択肢の拡大・確保」に反しているのでは。 ○ 一括受ガス導入後のスイッチングの容易化についても十分検討・手当が必要。 ○ 需要家自身が小売供給契約の名義人でない場合、スイッチングしようとしてもできない。 ○ 一括受ガスがLP業界における無償配管問題を都市ガス業界でも誘発する可能性あり。 1 スwitching選択肢の観点を踏まえ、事業者からは「一括・各戸供給混合モデル」が提案されたが、当該事業モデルは、ガスの最終使用者が自らの意思でスイッチングできないホワイトラベルに該当するとの議論あり。
引き込み圧力 受ガス実態	<ul style="list-style-type: none"> 1 WG委員及び事業者より、低圧引き込みでよい集合住宅へ、受ガス実態を担保するために整圧器を設置するのは社会経済的な無駄との指摘あり。 1 WG委員より、一括事業者が中圧引き込みの費用を負担したとして、価格低減効果が生じる可能性について疑問が呈された。 1 WG委員より、電気とガスのサプライチェーンの構造は全く異なることから、電気とガスで外形的に全く同じ一括供給形態を無理矢理導入するという方向での議論は不相当との指摘あり。
契約期間 スイッチングの違約金 スイッチング選択肢	<ul style="list-style-type: none"> 1 WG委員より、一括受ガスで高圧一括受電の受電設備のような大きな設備がない場合等には長期契約は合理化されないとの指摘あり。 1 WG委員より、長期契約が消費者にとって非常に不公平な契約条件になることがあり、公正な競争を起こす観点から問題があるとの指摘あり。 1 WG委員より、契約期間は民間の相対契約で決まるものとの指摘がある一方で、高額な違約金によりスイッチング制約が生じる問題の指摘あり。

(参考) 第2-4回ガス事業制度検討WGでの一括受ガスに関する議論概要 3/3

論点	議論概要
需要家保護	<ul style="list-style-type: none"> 事業者より当初、需要家保護に資する一括受ガス事業者の取組をガイドラインに追記することで、需要家保護は可能ではないかとの指摘あり。 他方、WG委員より、一括契約モデルでは需要家保護の法的担保が懸念されるとの指摘あり。 WG委員より、電気の世界で禁止されているホワイトラベルに関連して、需要家保護といった観点から、ガスを使用していない者が契約名義人であることによる需要家に対する不利益は、電気・ガスいずれの世界でも非常に大きい、ガスの使用者が契約名義人となる原則は変えるべきでないとの指摘あり。 事業者より最終的には、需要家代理モデルの方が、法的担保で需要家保護を確実にするという意味ではより望ましいものであるとの理解あり。
内管保安責任	<ul style="list-style-type: none"> オブザーバーより、内管保安責任の整理を見直すことで保安水準を担保できるか前向きに検討してほしい、との提案あり。 事業者からは、内管保安は従前どおり一般ガス導管事業者が担う整理が必要であるとの指摘あり。 WG委員からは、保安体制の整備には一定の需要密度が必要だが、内管保安責任を一般ガス導管事業者から一括事業者へ移して問題ないかとの懸念あり。 保安担当部署より、一般ガス導管事業者が内管保安責任を担う整理の趣旨の説明あり。当該説明を踏まえ、WG委員より、内管保安責任を一般ガス導管事業者が担うと整理した際に比べて、新規参加者の保安能力向上といった、内管保安責任の移転を可能にする状況変化が生じているわけではないことから、現時点で内管保安責任の整理を堅持するという判断が不合理だとは考えない旨の発言あり。他方で同委員からは、保安レベルの向上度合いに応じて見直すべきは見直すとの保安担当部署の考え方にも賛意が示された。
(参考) 一括受電	<ul style="list-style-type: none"> 電力・ガス基本政策小委員会にて、一括受電における需要家保護の在り方が検討課題とされており、何らかの規律を設ける必要性について委員から指摘あり。 オブザーバーより、多くの顧客が一括受電を選択しているとの指摘あり。 WG委員より、一括受電の10-15年の長期契約に問題がないか、別の審議会で議論すべきとの指摘あり。 集合住宅においてインフラを一括契約する制度について何らかルールを設ける必要性がないかとの指摘あり。

本日の議論

- 共同住宅等に対する電気の一括供給については、電気の供給形態の一つとして、古くから存在してきた。
- また、これまでの累次の電気事業制度改革による、小売部分自由化範囲の段階的な拡大に伴い、新規参入者においても、一定規模の共同住宅等に対し、電気の一括供給を行うビジネス形態が出現するようになった。このような新規参入は、事業機会の拡大や需要家選択肢の拡大に資するものであったと考えられる。
- さらに、2016年4月には小売全面自由化がスタートし、すべての需要家が、小売事業者や、電気料金メニューを選択できるようになった。
- こうした中、共同住宅等の居住者と、一部の電気の一括供給を行う事業者との間で、トラブルとなるような事例が出現してきている。
- また、規制改革推進会議においては、ガスにおいても、電気と同様に、一括して供給を行う形態について課題提起が行われたところ。
- このような電気事業を取り巻く環境変化を踏まえ、本日は、共同住宅等に対する電気の一括供給の在り方について、御議論いただくこととしたい。

一括供給を取り巻く環境変化

- 2016年4月の小売全面自由化後、一般の需要家は、自ら小売電気事業者を選択することが可能となった。
- このような環境変化を受け、最終需要家、共同住宅等の管理組合、一括受電により最終需要家に対して供給を行う一部の事業者（一括受電事業者）等の間で、トラブルとなる事案が発生。
- 一方で、共同住宅等の管理組合や最終需要家からは、電気料金が他社よりも安いという、一括供給のメリットについての声も聞かれる。

<最終需要家の声>

(一括供給に関する歓迎の声(例))

- 一括受電へ切替後、他の小売電気事業者と比べ、電気料金が安くなった。

(一括供給に関する苦情(例))

- 本当に割安なのかを検証するのが難しい。
- 契約内容について管理組合や一括受電事業者に問い合わせても答えてもらえない。
- 一括受電事業者への切り替えを行ったが、請求金額が誤っていた。
- マンション管理組合が一括受電事業者と長期契約を結んでいるため、当面の間、一括受電サービスの解約が困難。

<マンション管理組合の声>

(一括供給に関する歓迎の声(例))

- 一括受電へ切替後、専有部・共用部ともに割安となり、マンションの管理運営費用の削減につながった。

(一括供給に関する苦情(例))

- 一括受電へ切替後、専有部は割安となったが、共用部が割高となり、トータルの電気料金が割高となってしまった。

今後の検討課題

- 一括受電事業者は、電気事業法上、需要家と位置付けられているため、小売電気事業者と異なり、供給条件の説明義務や、苦情処理義務等が課せられておらず、報告徴収等の対象ともなっていないのが現状。
- 他方で、電気の一括供給についての需要家保護の在り方については過去に検討しており、これまで既に多くの事業者により、このようなビジネスモデルが展開されていることにも配慮しつつ、今後、どのように需要家保護を図っていくのかを、一括供給事業の実態を踏まえながら検討を進めることとしてはどうか。

当日の電力・ガス基本政策小委員会での委員の意見概要

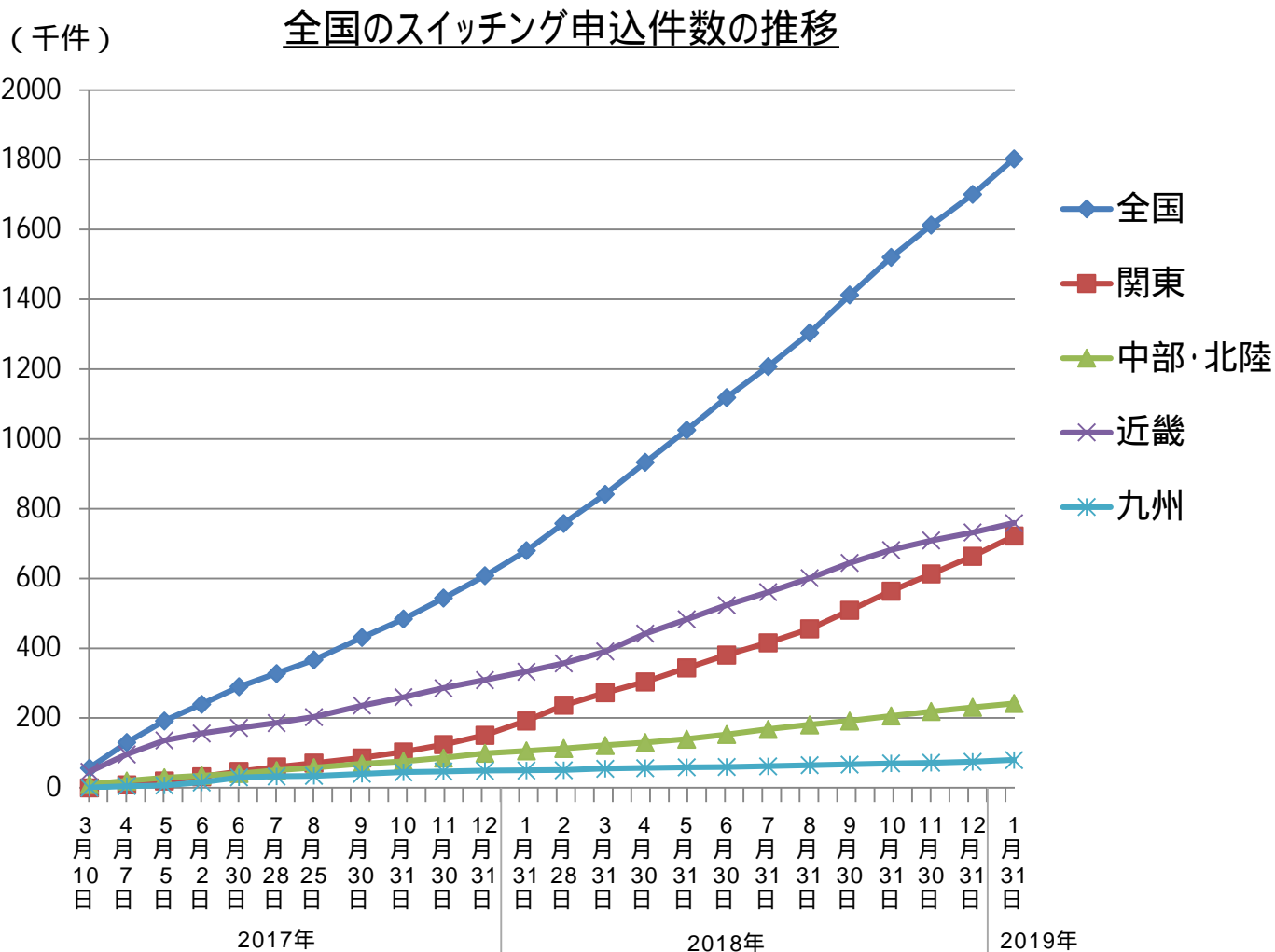
- 1 論点出しいただいたように、高圧一括受電については若干問題視しつつみていく方が良いと思う。
- 1 一括受電は完全にホールドアップ問題化しており、一括受電事業者と管理組合の契約を各戸が見えない中で、仮に重要事項説明において説明を受けたとしても、その上で契約をしないという入居者がどれほどいるのかという事を考えると、一括受電については何等かの規律を設けたほうが良いのではという問題意識は共有しておく。

参考資料

- 1．現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行
- 2．一括受ガスによる小売間競争の促進
- 3．制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進**
- 4．ガス託送料金の適正化
- 5．内管保安・工事における競争環境の整備
- 6．LNG基地の第三者利用の促進
- 7．ガス保安規制の整合化

(参考) 需要家の他社への切替えの申込状況

- 2017年3月1日～2019年1月31日分の契約先の切り替え（スイッチング）の申込件数は、全国で約180万件となっている。
- 地域別で見ると、近畿が最多だが、最近は関東が伸びている。一方で、北海道、東北、中国・四国では、スイッチング申込の報告が届いていない。

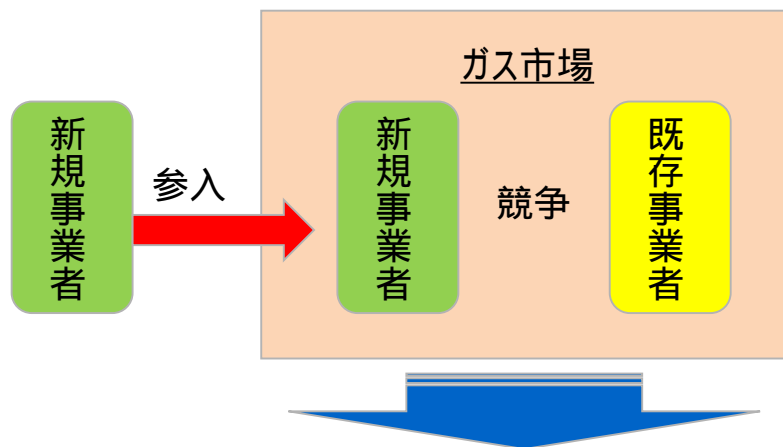


地域	申込件数 【単位：件】	スイッチング率 (1) 【単位：%】
北海道	—	—
東北	—	—
関東	7 2 2, 0 0 2	5.6
中部・北陸	2 4 1, 9 8 7	1 0.0
近畿	7 5 8, 7 7 5	1 2.2
中国・四国	—	—
九州・沖縄	8 0, 1 6 1	5.5
全国	1, 8 0 2, 9 2 5	7.1 (2)

- (1) 2017年3月の一般家庭等の契約件数（選択約款含む約2,538万件）を用いて試算。
- (2) 選択約款の契約件数を母数から除いた場合、全国でのスイッチング率は、9.2%。

(参考) 卸取引活性化の必要性 1 / 2

- 1 ガスシステム改革の目的である、安定供給、ガス料金の最大限抑制、メニューの多様化と事業機会の拡大、ガスの利用拡大に照らし、その役割を果たす意志のある新規事業者の参入を促進することが重要。
- 1 新規参入する際の大きな課題の一つが、都市ガス調達・製造である。これを踏まえて、現行の「適正なガス取引についての指針」には、新規参入者を含むガス小売事業者への積極的な卸供給が、ガスを保有する事業者の望ましい行為として位置付けられている。
- 1 しかしながら、現状、既存事業者から新規参入者へ卸供給が行われている事例は限られており、ガスを保有する新規参入者からの卸供給事例が大半である。また、ガスを保有する主体が既存事業者に限られるエリアでは、当該エリアの需要規模が比較的大きい場合であっても、一般家庭向けの小売事業を中心に新規参入が生じていない。



安定供給、ガス料金抑制、メニューの多様化、ガスの利用拡大

< 適正なガス取引についての指針（2019年1月15日）抜粋 >

- 卸売分野における適正なガス取引の在り方
- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

適正かつ活発な卸取引を通じたガス小売事業者の活発な競争に向けて、LNGや小売供給のための原料となるガスを保有する事業者は、新規参入者を含むガス小売事業者に対して可能な範囲で積極的に必要なガスの卸供給を行うことが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

(参考) 卸取引活性化の必要性 2/2

- 1 LNGを輸入するに当たり長期の引取契約を締結する必要があることや、LNG基地等のインフラの建設・維持コストが多額であることから、LNGの輸入や都市ガス製造が可能なのは、大規模需要を抱える事業者である。小規模の新規事業者にとっては、単独でのLNG輸入、基地の第三者利用や自社基地建設のハードルが高く、また卸供給での交渉力が弱い。
- 1 こうした状況を踏まえ、ガスシステム改革の目的に資する事業者に、都市ガスの調達に関して参入支援を行うことが必要である。
- 1 ガスを保有する事業者が、互いに切磋琢磨できる新規参入者、ガスの需要開拓を進める意志のある事業者への卸供給を積極的に推進し、ガス小売市場への門戸を一層自主的に開くことは、ガスシステム改革の目的である競争を通じたサービスの向上や料金の低廉化、ガスの利用拡大に資するものと考えられる。

LNG輸入事業者の輸入量ランキング

輸入総量 8363万トン (2017年)

輸入事業者	
JERA	42%
東京ガス	17%
大阪ガス	11%
関西電力	10%
東北電力	5%
九州電力	5%
東邦ガス	4%

(出所) 総量は貿易統計、
個社数値は資源エネルギー庁調べ

ガスの調達手法・規模感・特徴

ガスの調達手法	調達の規模感		特徴
LNG基地の 第三者利用	一般家庭約20万件/年 (LNG 12万kL ≒5.4万t)	大型LNG船のタンク容量の最小値 1	既に大規模需要を擁する 小売事業者や卸事業者向き
自社LNG基地の 新設・運用	一般家庭約6万件/年 (LNG 3.6万kL ≒1.6万t)	小規模輸入LNG 基地のタンク容量 例 2	気化器を含むLNG基地の 設備投資額は100億円以上
卸供給	交渉次第	—	小規模需要では、卸先の 交渉力が弱い

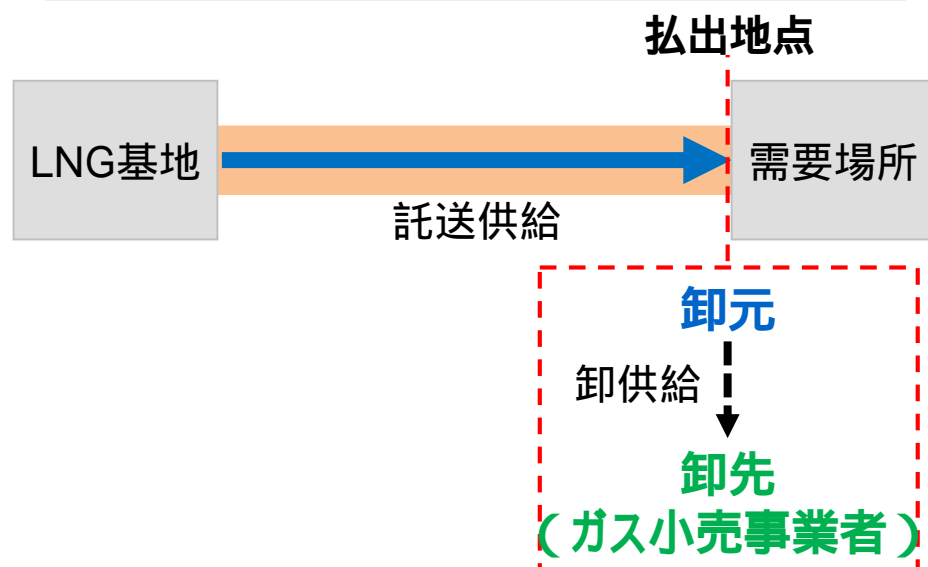
1 第30回ガスシステム改革小委員会 資料5 p.41 「LNG船の大型化について」より
http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/030_05_00.pdf

2 第11回ガスシステム改革小委員会 資料3 p.5 LNG基地建設に係る第一期設備投資額と工期の例
http://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/kihon_seisaku/gas_system/pdf/011_03_00.pdf

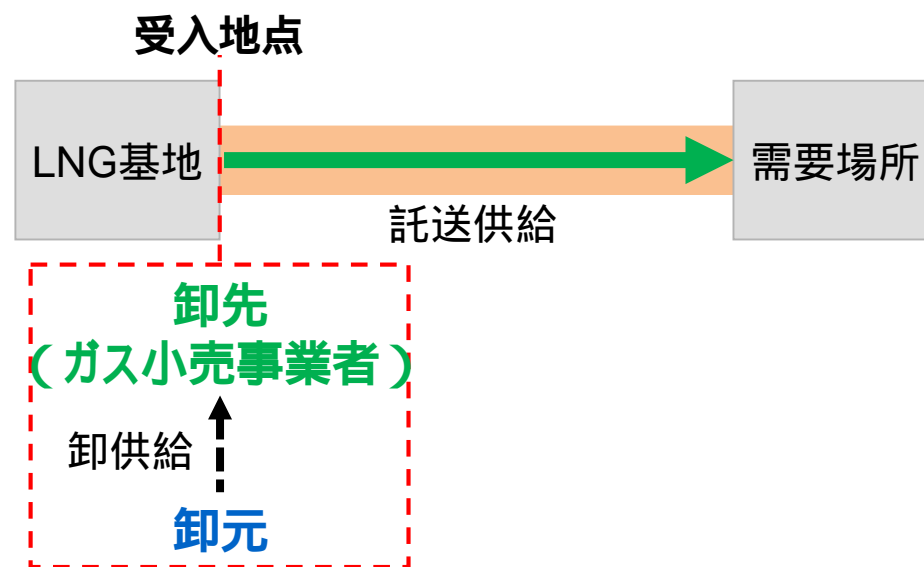
(参考) 卸取引活性化の供給形態

- 1 都市ガスの調達方法が限定的な市場環境を踏まえ、今回の卸取引活性化策による卸供給は、需要場所毎に需要の全量が行われることとした。
- 1 また、小売事業の新規参入者にとっては、ガスの調達のほか、託送供給・同時同量に関する体制整備・業務遂行も課題である。ワンタッチ卸は、卸元事業者が託送供給・同時同量に関する業務を担い、需要場所にてガスを受け渡す卸供給の形態であって、自ら託送供給・同時同量の業務を行う必要がある基地出口での卸供給よりも、新規参入促進の観点から有効である。実際、これまで家庭向けの小売事業に新規参入した事業者の多くは、ワンタッチ卸を採用している。
- 1 これを踏まえ、本活性化策はワンタッチ卸を対象とすることとした。ただし、基地出口卸を求める新規参入者がいれば、卸元事業者は誠実に対応することとしている。

ワンタッチ卸：需要場所（払出地点）での卸供給

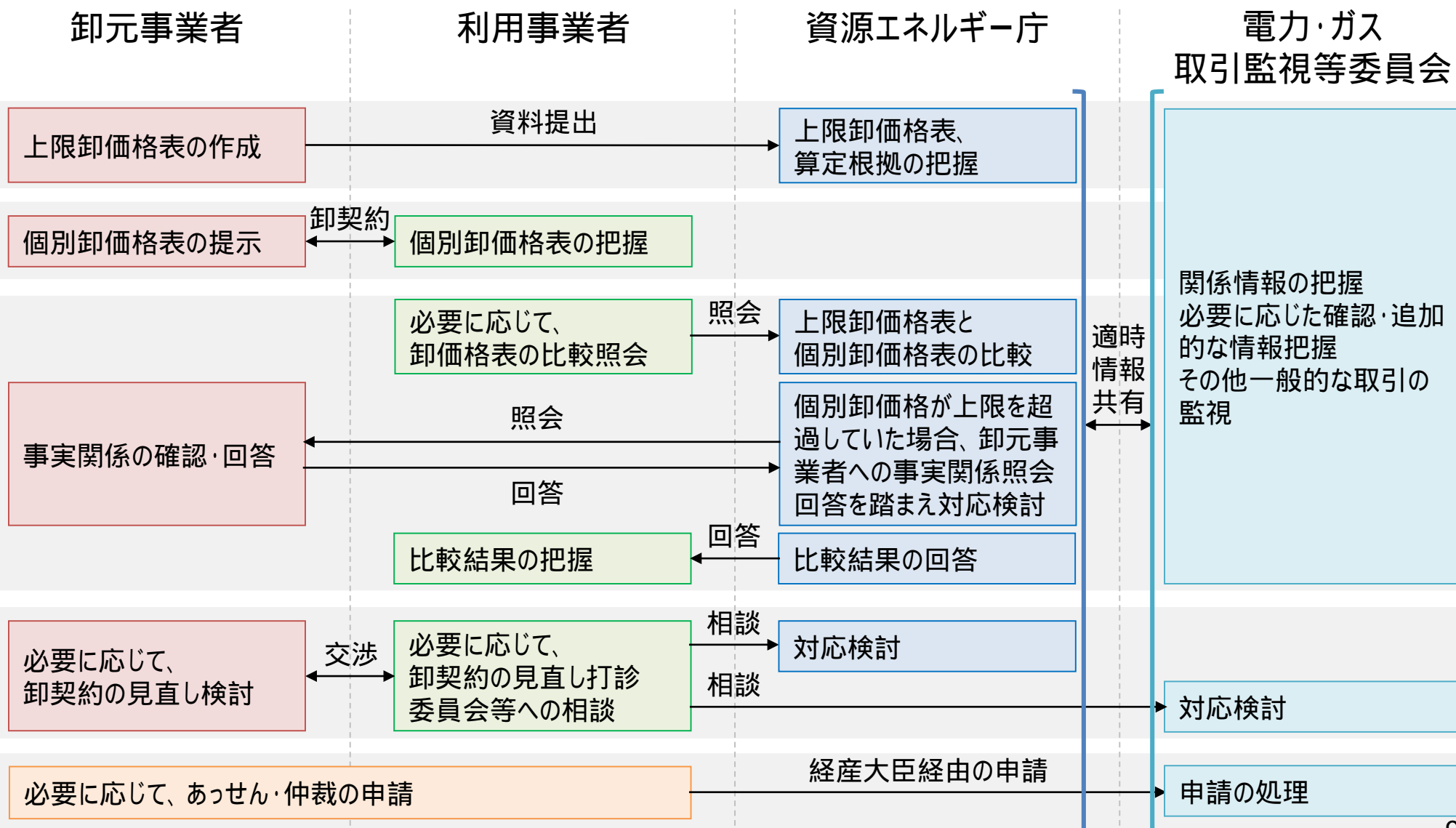


基地出口（受入地点）での卸供給



(参考) 卸取引活性化策の卸価格関連の確認スキーム

I 卸価格関連の確認スキームは、下記のとおり。



(参考) 卸取引活性化策の利用上限量

- 1 利用事業者ごとの利用上限量については、利用量が無制限にした場合、新たな卸元事業者の登場や卸元事業者間の競争が阻害される懸念があること、第1・2グループの事業者から卸供給を受ける第3グループの旧一般ガス事業者がガス小売事業を営んでいることから、第3グループの事業者の市場規模は新規参入に必要な最低水準の需要量を超えていると考えられること、第1・2グループの供給区域の市場規模に相当程度の差があることから利用上限量に一定の差を設ける必要があると考えられることを踏まえ、第1グループについては100万m³/年、第2グループについては50万m³/年とした。
- 1 なお、利用上限量以上の卸取引については、細かな契約条件までは示さないものの、「適正なガス取引についての指針」を踏まえた個別交渉を通じて、積極的に卸供給が行われるものと整理した。
- 1 また、利用上限量の水準の妥当性は、旧一般ガス事業者と新規ガス小売事業者間の卸取引状況も踏まえ、事後的に検証することとした。

1G事業者	市場規模 ¹ (2016年度)
東京ガス	132億m ³ /年
大阪ガス	82億m ³ /年
東邦ガス	37億m ³ /年

2G事業者	市場規模 ¹ (2016年度)
西部ガス	7.9億m ³ /年
北海道ガス	5.5億m ³ /年
仙台市ガス	2.7億m ³ /年
静岡ガス	8.1億m ³ /年
広島ガス	4.4億m ³ /年
日本ガス	1.0億m ³ /年

3G事業者の市場規模 ^{1 2} (昇順 2016年度)	
1	14万m ³ /年
2	20万m ³ /年
3	49万m ³ /年
4	52万m ³ /年
5	80万m ³ /年
6	82万m ³ /年
7	97万m ³ /年
8	102万m ³ /年

- 1 平成28年度ガス事業年報上のガス販売量を45MJ/m³で体積換算したもの
- 2 2018年12月20日時点で供給区域が存在しない事業者の販売量は除外したもの

(参考) 卸取引活性化策に関する主な検討項目

- | 今回の卸取引活性化策の詳細設計のため、下記の項目について、ガス事業制度検討WGで御議論いただきつつ検討した。
- | 本活性化策の開始に向けて、引き続き必要な事項の整理を進めていく。

卸供給活性化策に関する主な検討項目

- ρ 卸元事業者の範囲
- ρ 利用事業者の範囲
- ρ 供給形態
- ρ 卸価格の設定・改定方法
- ρ 卸価格関連の確認スキーム
- ρ 利用上限量
- ρ 契約期間
- ρ 卸元事業者における情報管理方法
- ρ 供給開始時期

(参考) 第1回ガス事業制度検討WG (2018年9月20日) 資料5 資源エネルギー庁説明資料より抜粋

都市ガス事業の特徴② (電気事業との比較)

- 類似のインフラ産業である電力事業と比較した場合、ガス事業には以下のような特徴がある

都市ガス事業	事業構造	電気事業
<ul style="list-style-type: none"> ・約5兆円(家庭用:2.4兆円、産業用:2.6兆円) 	市場規模	<ul style="list-style-type: none"> ・約18兆円(家庭用:8兆円、産業用:10兆円)
<ul style="list-style-type: none"> ・ガス導管の敷設は国土面積の6%強 	供給区域	<ul style="list-style-type: none"> ・送配電網が可住区域(国土の約3割)を網羅
<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業者は197社と多数 ・東京、大阪、東邦の大手以外は、大半が中小規模 	NW事業者数	<ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者は10社のみ
<ul style="list-style-type: none"> ・地域によりLPガス、オール電化、灯油と競合(普及率:約50%) ・保安による制約が大きい 	他エネルギーとの競合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ全ての世帯で使用(普及率:ほぼ100%)
<ul style="list-style-type: none"> ・小口(家庭向け)は地域独占・料金規制 ・大口は1995年から段階的に自由化 →2017年4月1日から小売全面自由化 	小売規制の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・小口(家庭向け)は地域独占・料金規制 ・大口は2000年から段階的に自由化 →2016年4月1日から小売全面自由化
<ul style="list-style-type: none"> ・ガス導管は各地域で許可された都市ガス会社が地域独占で整備 	ネットワーク規制	<ul style="list-style-type: none"> ・送配電網は各地域で許可された電力会社が地域独占で整備

参考資料

- 1．現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行
- 2．一括受ガスによる小売間競争の促進
- 3．制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進
- 4．ガス託送料金の適正化
- 5．内管保安・工事における競争環境の整備
- 6．LNG基地の第三者利用の促進
- 7．ガス保安規制の整合化

(参考) LNG基地の第三者利用制度

- 1 LNG基地の第三者利用制度は、ガス製造事業者がガス受託製造約款の策定義務や液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務等を課すものである。
- 1 ガス受託製造約款とは、「他の者の委託を受けて、当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造事業者が維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当該他の者のためのガスの製造」に係る料金その他の条件が記載されたものである。

< ガス事業法（昭和29年法律第51号） >

（定義）

第二条（略）

2～8（略）

9 この法律において「ガス製造事業」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

10～13（略）

（ガス受託製造約款）

第八十九条 ガス製造事業者は、ガス受託製造（他の者の委託を受けて、当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造事業者が維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当該他の者のためのガスの製造をいう。以下同じ。）に係る料金その他の条件について、経済産業省令で定めるところにより、ガス受託製造約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4（略）

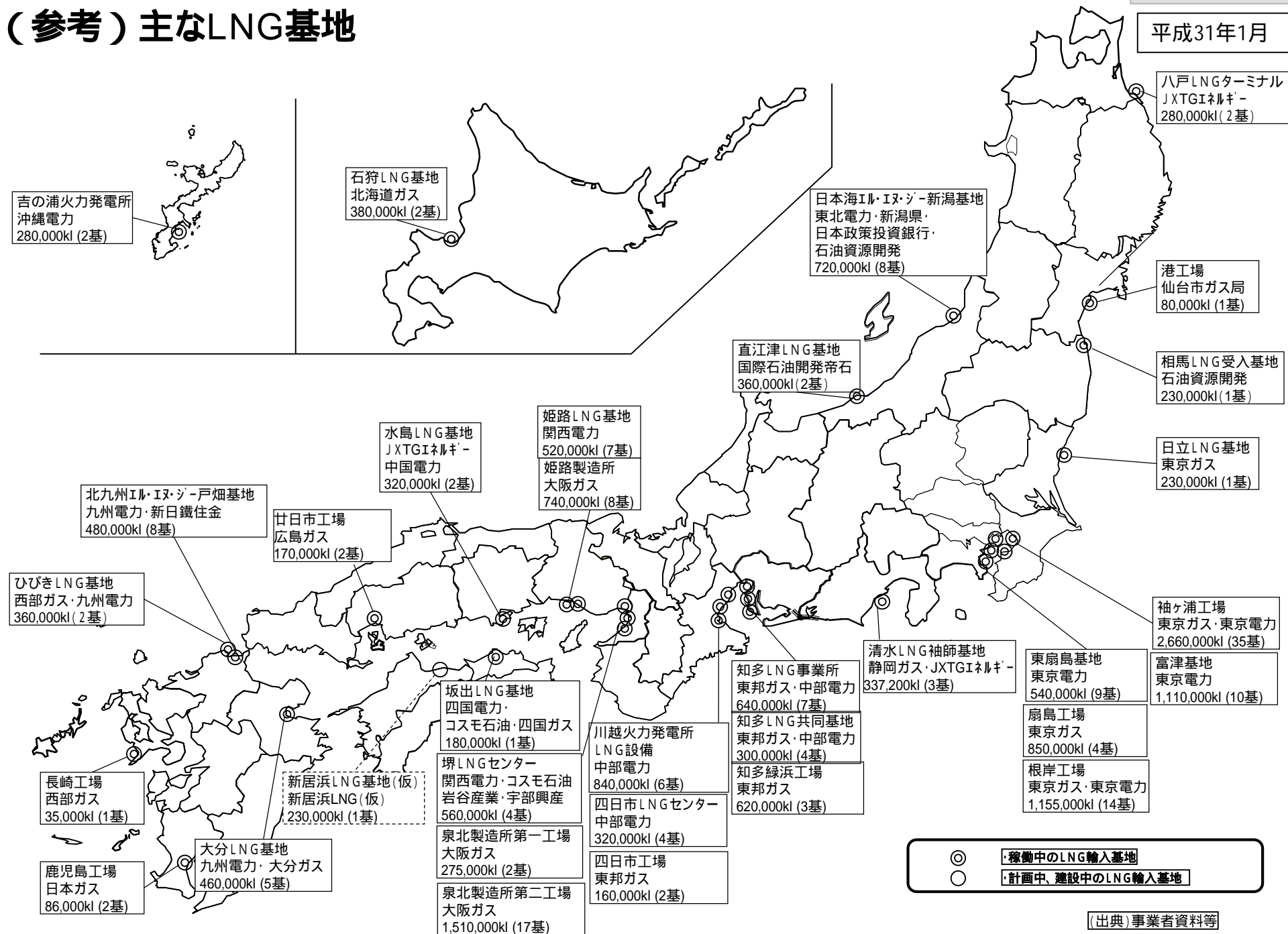
5 経済産業大臣は、ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、そのガス製造事業者に対し、ガス受託製造を行うべきことを命ずることができ、

（液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務）

第九十条 ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備の容量、当該ガス製造事業者が当該液化ガス貯蔵設備において貯蔵する当該ガス製造事業者の液化ガスの量の見通し、ガス発生設備の種類及び能力その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

2（略）

(参考) 主なLNG基地



(参考) 第三者利用制度の対象外のLNG基地に関する措置

- I ガス事業法上のガス受託製造約款の策定等の義務が課されない下記類型B、CのLNG基地の事業者（その他LNG基地事業者）については、「ガスシステム改革小委員会報告書」（2015年1月）を踏まえ、「適正なガス取引についての指針」上の望ましい行為として、適切な条件での第三者利用への対応を位置付けている。

ガス受託製造約款策定義務に係るLNG基地の整理

類型	ガス導管との接続	貯蔵容量	ガス受託製造約款策定義務	基地のイメージ
A	接続	20万kl以上	有	I 外航船受入の基地
B	接続	20万kl未満	無	I 外航船又は内航船受入の小規模基地 I タンクローリー受入のサテライト基地
C	未接続	—	無	I 発電事業用の基地 I タンクローリーへの積替用の基地

適切な条件での第三者利用への対応は、「適正なガス取引についての指針」上の望ましい行為

< 適正なガス取引についての指針（2019年1月15日改定）p.17より抜粋 >

製造分野における適正なガス取引の在り方

1 考え方

(1) LNG基地の第三者利用

法定LNG基地に該当しないLNG基地（以下「その他LNG基地」という。）を維持し及び運用する事業者（以下「その他LNG基地事業者」という。）は、ガス事業法に基づくガス受託製造の義務が課せられるものではないが、ガスの卸売市場の活性化を図る観点から、第三者から自己が維持し及び運用するその他LNG基地の利用の申出を受けた場合には、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で応じることが望まれる。

4② ガス製造事業者に該当することとなるタンクの要件について

- ガスシステム改革小委員会報告書 (平成27年1月) においては、「大型タンカー 1 隻分に満たない小規模な基地」についてはガス製造事業者に該当しないものとして整理し、こうしたLNG基地については、現行のガイドラインに基づく自主的取組に委ねるべきであるとされている。
- これは、近年、LNG船の大型化が進展していることに鑑み、タンクの容量が一定規模未満であるLNG基地については、その物理的な制約により、LNG基地の第三者利用に係る強いニーズがあるとは考えにくいことから、こうした基地については、法律に基づく規制措置を及ぼすのではなく、ガイドラインに基づく自主的取組に委ねることが適当と判断されたことによる。

ガスシステム改革小委員会報告書 (平成27年1月) における記載

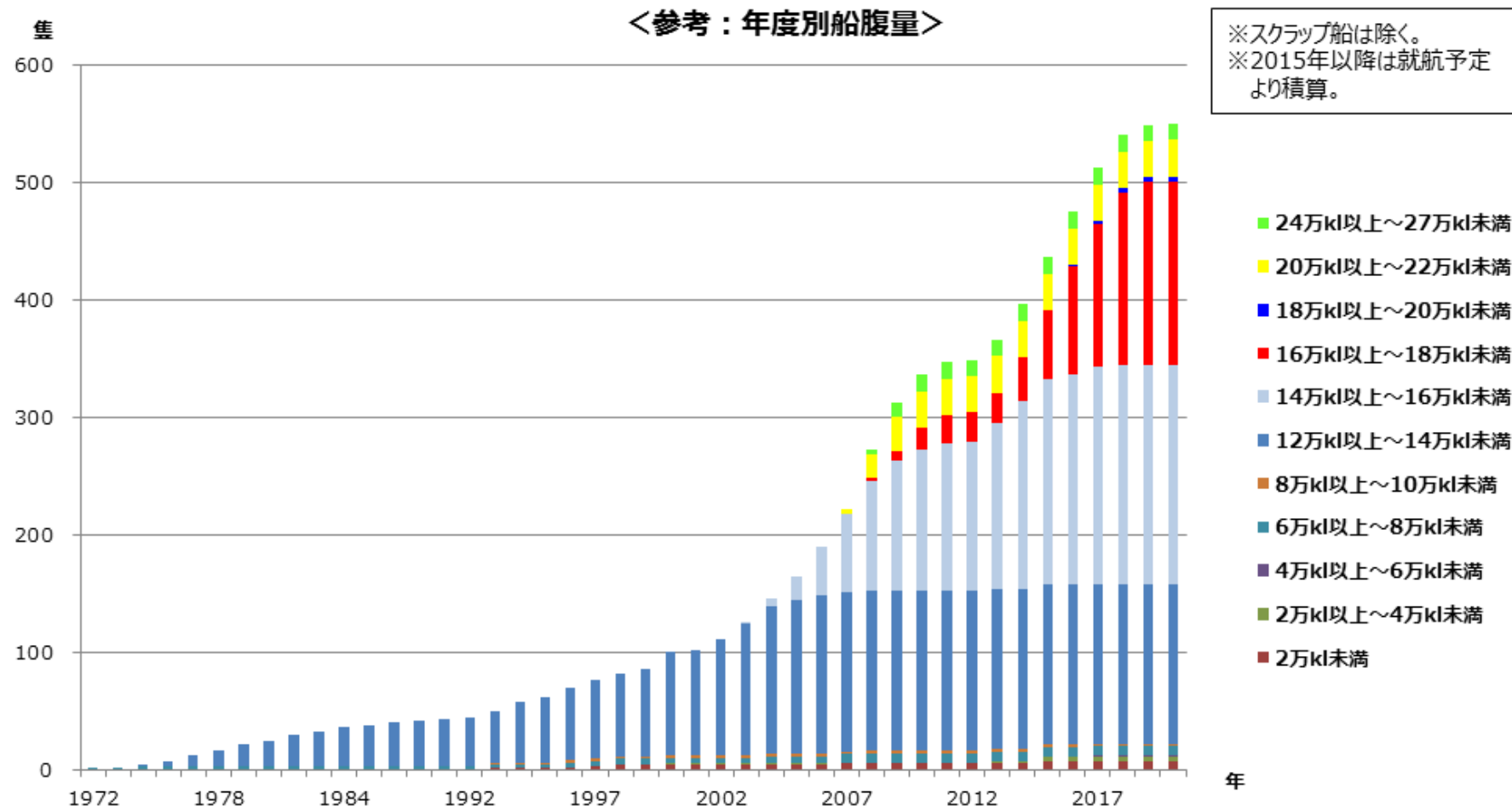
(P.34)

容量が一定以下の基地、例えば大型タンカー 1 隻分に満たない小規模の基地 (合計容量10万 k l 以下などの一次受入基地や二次基地) 等については対象とせず、引き続き現行の適正取引指針に基づく自主的取組に委ねるべきである。

(参考) 第30回ガスシステム改革小委員会 (2016年3月31日) 資料5 事務局提出資料より抜粋 2/4

(参考) LNG船の大型化について

- 以下のグラフのとおり、LNG船については、タンク容量が12万kl以上のものが主流であるが、近年は更に大型化が進んでいる。



(出典) 「IHS Maritime & Trade」のデータに基づき事務局作成。

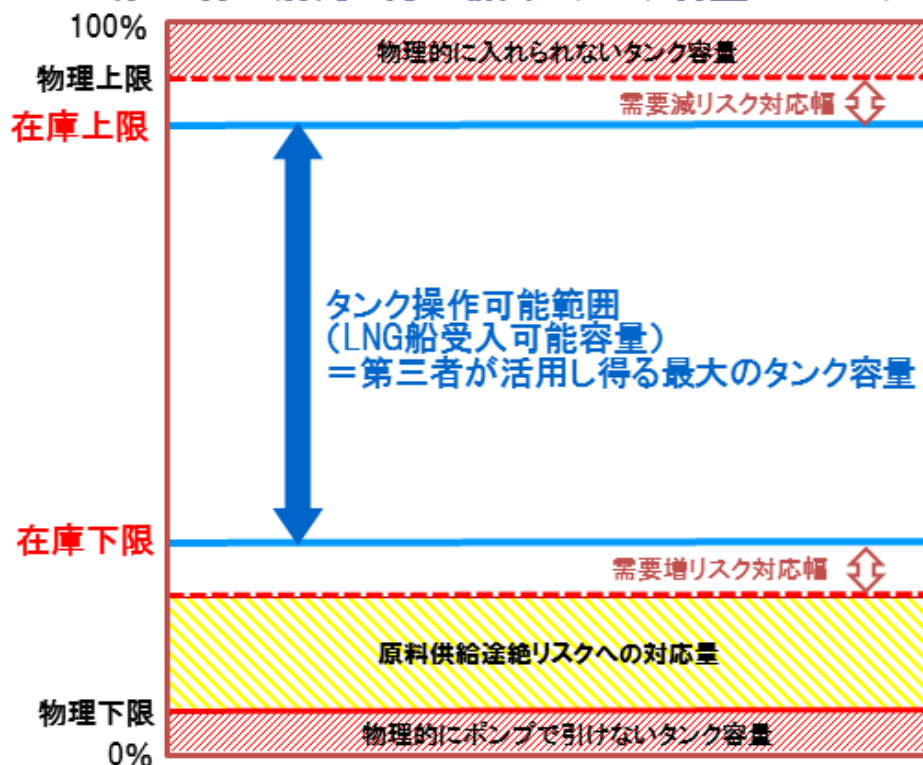
(参考) タンク操作可能範囲について

- 一般的に、LNG基地のタンクにおいては、①物理的にLNGをポンプで引けないタンク容量、②物理的にLNGを入れられないタンク容量、③原料供給途絶リスクに備えたLNGの在庫量等が存在するところ。
- このため、第三者が活用し得るLNG基地の最大のタンク容量については、タンクの全容量から、上記の容量を除いたもの（タンク操作可能範囲：LNG船受入可能容量）であるところ、このタンク操作可能範囲（LNG船受入可能容量）は、一般的には60%程度である。（注1）（注2）

（注1）タンク操作可能範囲（LNG船受入可能容量）の全部又は一部は、当該LNG基地を維持・運用する者のLNGで満たされていることから、第三者が活用し得るLNG基地の最大のタンク容量は、タンク操作可能範囲（LNG船受入可能容量）よりも少ないことが一般的。

（注2）60%程度というのは、LNG基地を保有する一般ガス事業者の実績平均値である。

第三者が活用し得る最大のタンク容量のイメージ



4 ② ガス製造事業者に該当することとなるタンクの要件について

- 前述のとおり、LNG船については、タンク容量が12万kl以上のものが主流であるが、近年は更に大型化が進んでいることに加え、LNG基地におけるタンク操作可能範囲（LNG船受入可能容量）は60%程度であることが一般的。
- この点、大型LNG船のタンク容量の最小値である12万klを、LNG基地におけるタンク操作可能範囲（LNG船受入可能容量）の平均値（約60%）で除したところ、その値は20万klとなることから、ガス製造事業者に該当することとなるタンクの要件については、その容量が20万kl以上であることとしてはどうか。
- また、改正ガス事業法において、LNG基地の第三者利用制度を設けた趣旨は、小売全面自由化に際して、ガス小売事業者間の競争を促進するためである。
- このため、専らLNG火力発電所用のLNG基地など、ガス事業の用に供される導管と直接接続されていないがゆえに、ガス小売事業者間の競争促進に資することが想定されないLNG基地については、ガス製造事業者に該当しないものとして整理してはどうか。